

■ 4条1項11号

不服 2022-005978

<本願商標>

「t s u n a - a g」(標準文字)

第9類「農業の分野で用いるコンピュータソフトウェア, 農業の分野で用いるモバイル機器のためのアプリケーションソフトウェア, 農業の分野で用いるダウンロード可能なコンピュータソフトウェア, 農業の分野で用いるダウンロード可能なモバイル機器用のアプリケーションソフトウェア,・・・他」

第35類「農業の分野における広告業, 農業の分野における商品の販売に関する情報の提供, 農業の分野におけるソーシャルネットワーキングサイト事業の管理・運営, 農業の分野における販売若しくは営業促進用ポイントの清算, 農業の分野における購入・メンバーシップ・参加に対してポイント又は賞を与えることによる商品及び役務の販売促進・提供促進のための企画及びその実行の代理及びそれらに関するコンサルティング」

第42類「農業の分野で用いるアプリケーションソフトウェアの設計・作成・開発又は保守, インターネットを通じた農業技術に関する助言, インターネット及び電子メールを利用した農業に関する試験・検査又は研究に関する情報の提供, 農作物の栽培に関する試験・検査又は研究に関する指導およびコンサルティング, 農業の分野で用いるインターネット上の情報を閲覧するためのコンピュータソフトウェアの提供,・・・他」

※補正後の指定商品及び指定役務

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「T S U N A」(標準文字)

第9類「コンピュータ用プログラム(電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの), コンピュータ操作プログラム(記憶されたもの), コンピュータソフトウェア(記憶されたもの), コンピュータソフトウェア用アプリケーション(電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの), 人工知能の機能を有する電子計算機用プログラム, 電子計算機用プログラム, 電子応用機械器具及びその部品,・・・他」

第35類「・・・, コンピュータデータベースへの情報編集, コンピュータデータベース内のデータの更新及び保守, コンピュータデータベースへの情報構築, 文書情報及びデータの構築, コンピュータシステムの操作に関する運用管理又はこれに関する情報の提供, 広告業, 経営の診断又は経営に関する助言, 事業の管理, 市場調査又は分析, 商品の販売に関する情報の提供,・・・他」

第42類「オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供 (SaaS), 電子計算機用プログラムの提供, 電子計算機の貸与, 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守, ウェブサイトの作成又は保守,・・・他」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「t s u n a - a g」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字である「t s u n a」と「a g」を「-」(ハイフン)を介してまとまりよく一体に表されたものである。

また、本願商標から生ずる「ツナエイジイ」の称呼は、無理なく一連に称呼し得るというべきである。

そして、欧文字2字が、一般に商品の品番、型番又は役務の種別、等級等を表示する記号、符号として使用される場合があるとしても、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成文字から「t s u n a」の文字部分のみに着目して取引に当たるというよりは、むしろ本願商標の構成全体をもって取引に資されるというのが自然である。

したがって、本願商標から「t s u n a」の文字部分を分離、抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「`t s u n a - a g`」は、「`a g`」の欧文文字2字が、一般に商品の品番、型番又は役務の種別、等級等を表示する記号、符号として使用される場合があるとしても、その構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であるから、引用商標「`T S U N A`」とは非類似であると判断されました。

欧文文字1字または2字と「-」（ハイフン）の結合を構成中に含む文字商標については、一昔前の審決では、当該部分が分断すると判断される場合と、一体不可分と判断される場合が半々くらいだった記憶がありますが、近年は後者のケースが多い印象があります。

たとえば、以前にご紹介した審決の中にも、「`V - I S A`」と「`I S A`」（不服 2018-12674）、「`S M O O S S - i`」と「`S m o o t h`（ロゴ）」（不服 2019-15542）、「`P l u s - S`」と「`P L U S`」（不服 2020-3432）、「`e-コロナ`」と「`CORONA`」（不服 2020-7949）等が、それぞれ非類似と判断された例があります。

本審決でも、このような近年の判断の流れが踏襲されているものと考えられます。

しかしながら、以前にも述べたように、この理屈だと「`t s u n a - a g`」と「`T S U N A`」の場合だけでなく、たとえば、「`t s u n a - a u`」、「`t s u n a - b g`」、「`t s u n a - a g b`」といった商標なども、それぞれ非類似ということになってしまいます。

これほど容易に商標の類似を回避できるとなれば、商標権者としては、わざわざ費用や手間をかけてまで商標登録をする意義に疑問を感じるようになるのではないかと思うのは、当職だけでしょうか。

また、仮に「`T S U N A`」という名称のパソコンソフトやアプリがあったとして、その後に「`t s u n a - a g`」という名称のパソコンソフトやアプリが出てきたら、一般の需要者は、これを前者の関連商品や後継品だと思うのが普通ではないかという気がいたします。

商標法第一条の「あわせて需要者の利益を保護することを目的とする」という観点からも、これらが本当に「非類似の商標」ということで良いものか、個人的には疑問です。

時代によって、類否判断の潮流というのはあろうかとは思いますが、本事件に関しては、当職には何となくモヤモヤしたものが残りました。

（弁理士 永露 祥生）
< 2023年4月5日 >